

国公立高等学校等奨学のための給付金受給申請手続きについて

家計が新型コロナウイルス感染症の影響等により急変し収入が激減した世帯向け

制度概要

家計が急変し収入が激減した世帯に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、奨学のための給付金を支給します。（返済の必要はありません。）

○「奨学のための給付金」とは：全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、府内在住の低所得者世帯の保護者等に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために支給されています。

要件

基準日において、次の①～⑦の要件をすべて満たしている必要があります。

基準日：令和 2 年 6 月 30 日以前に発生した家計急変⇒令和 2 年 7 月 1 日

令和 2 年 7 月 1 日以降に発生した家計急変

⇒家計が急変した月の翌月 1 日（急変日が月の初日である場合は、家計が急変した月の 1 日）

- ① 家計の急変により収入が激減し、保護者等（親権者全員）の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が**非課税に相当すると認められる**世帯であること(※)
- ② 生活保護（生業扶助）受給世帯ではないこと
- ③ 保護者等（親権者全員）が、**大阪府内に住所を有している**こと(※)
- ④ 生徒が、就学支援金の支給を受ける資格を有する者、又は学び直し支援金の補助対象となる者であること
- ⑤ 生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学し、休学していないこと（令和 3 年 3 月 1 日までに復学した場合は、給付対象となりますので、復学日までに学校事務室にお問い合わせください。）
- ⑥ 生徒が、国公立の高等学校等に在学していること（大阪府外の国公立高等学校等も対象となります。）
- ⑦ 生徒が、平成 26 年 4 月 1 日以降に高等学校等の第 1 学年に入学していること（平成 27 年 4 月 1 日以降に第 2 学年に、平成 28 年 4 月 1 日以降に第 2・3 学年に編転入学している生徒を含みます。）

※家計急変前後の収入を証明する書類（給与明細など）を基に、家計急変の発生後 1 年間の収入見込額を推計します。この収入見込額が、「所得割合算額が非課税に相当する」と確認できる必要があります。

※所得割合算額の見込が非課税の世帯の例（この例に該当しない場合はお問い合わせください。）

世帯人数	3人世帯	4人世帯	5人世帯
世帯の年収見込	2,214,286 円未満	2,714,286 円未満	3,214,286 円未満

※一時的に収入が激減したものの、その後収入が回復するなど、収入見込額を推計しても所得割合算額が非課税に相当しない場合は対象となりません。また、災害等に起因しない離職（定年退職など）は、対象となりません。

※保護者等（親権者）のうち一方が大阪府内、一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯に限り、大阪府教育庁に申請できます。他の都道府県に対して重複して申請を行うことはできません。

※保護者等（親権者）の両方が他の都道府県に在住している場合は、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

※**支給決定のために、追加で家計急変後の収入を証明する書類を提出いただく場合があります。また支給決定後も、家計急変後の収入を証明する書類を提出していただき、収入見込額を確認させていただく場合があります。その結果、収入見込額が非課税相当ではなくなった方には、給付金を返金させていただきます。**

給付金額

家計の急変が発生した時期により、給付金額が異なります。

・令和 2 年 6 月 30 日以前に発生した家計急変⇒下表の給付金額

・令和 2 年 7 月 1 日以降に発生した家計急変⇒申請の翌月～翌年 3 月までの月数に応じて算定した額

区分	対象生徒の区分	給付金額	
		全日制・定時制	通信制・専攻科
第 1 子	区分第 2 子以降の規定に該当する兄弟姉妹のいない生徒	84,000 円	36,500 円
第 2 子以降	生徒と同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹が a・b のいずれかに該当する場合（※ 1 ※ 2 ※ 3） a 兄・姉が高等学校等に在学する場合 b 15 歳以上 23 歳未満で、中学校や高等学校等(全日制・定時制)に在学していないこと	129,700 円	

- ※1 働いていないこと（収入が扶養の範囲内の方は除く）
- ※2 年齢及び扶養者の状況は、申請日の翌月 1 日時点で判断し、扶養の状況は健康保険証の組合員氏名が保護者等（親権者）であることで判断します。
- ※3 一人親の場合、当該兄弟姉妹は、申請者（親権者）に扶養されていることが必要であり、再婚相手等申請者以外の親に扶養されている場合は、上表の兄弟姉妹には該当しません。

申請に必要な書類

支給を受けようとする保護者等は、「**家計急変用**」と書かれた**受給申請書**に下記の書類を添付して学校の定める期日までに提出してください。下記の区分については、表面の【**給付金額**】をご参照ください。

- ア 家計等の状況を確認するための書類（下記参照）【**いずれの区分の場合も必要です**】
- イ 生徒本人の健康保険証の写し【**いずれの区分の場合も必要です**】
- ウ 兄弟姉妹の健康保険証の写し【**区分第 2 子以降**】
- エ 次の条件に該当する兄弟姉妹がいる場合、**兄弟姉妹の在学証明書**【**区分第 2 子以降**で、該当するとき

 - ・ **2 a**の高等学校等に在学する兄姉が 23 歳以上であるとき
 - ・ **2 b**の兄弟姉妹のうち、弟妹が通信制の高等学校等に在学しているとき

- オ 給付金振込先口座の**通帳等の写し**【**いずれの区分の場合も必要です**】

家計等の状況を確認するための書類

次の(1)～(3)の書類を**すべて**提出してください。

- (1) **保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類（いずれか一種類）**
離職票、雇用保険受給者資格証、解雇通知書、破産宣告通知書、廃業等届出 など
- (2) **家計の急変前及び急変後の収入を証明する書類（※）**
課税証明書の写し等（家計急変前）、会社作成の給与見込、直近の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類（家計急変後、いずれか一種類、すべて 3 か月分） など
- (3) **保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類（いずれか一種類）**
扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書 など

※ 保護者等（親権者全員）の収入を証明する書類が提出できない場合（例：親権者のうち一方が海外単身赴任の場合等）、奨学のための給付金を受け取ることはできません。

申請期限

申請書類等は、必ず学校が定める期限までに学校事務室に提出してください。

申請先

在学する学校の事務室

給付金の支給時期

受給申請書の審査等を行い、認定された場合は、審査が終了したのから順次、指定された保護者等の預金口座に振り込む予定です。ただし、生徒が在籍する高等学校等の学校徴収金に未納又は未収金がある場合は、給付金を充当して相殺します。

お問い合わせ先

●大阪府教育庁 施設財務課 奨学のための給付金担当

電話：06-6941-0351（代） FAX：06-6946-1141

●府民お問合せセンター ピピっとライン

電話：06-6910-8001 FAX：06-6910-8005

●大阪府ホームページ「大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金について」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kyufukin/>